

# 給与計算ご担当者様

## 税理士法人イワタックス

日ごろ給与計算にご協力くださりまして、誠にありがとうございます。

さて、今年も年末調整の時期が近づいてまいりました。早めに準備していただければ幸いです。例年次のような点で不備や不足がみられますのでご注意ください。

①	<b>マイナンバーの提供を受けましたか。</b> 従業員（扶養親族を含む）や地主等からマイナンバー（個人番号）の提供を受けたかご確認ください。前年に収集してあれば不要です。本年に扶養親族となった方や中途入社の方、新たな地主等について収集が必要です。なお、管理の都合上、扶養控除申告書にはマイナンバーを記載しないように指導してください。
②	<b>前勤務先の源泉徴収票はありますか。</b> 年の途中で入社された従業員については、本年中にお勤めであったかどうか確認して前勤務先の源泉徴収票（原本）をいただってください。（前勤務先が1社とは限りませんので、その辺もご確認ください）
③	<b>中途入社の方の国民健康保険・国民年金の保険料が洩れていませんか。</b> 年の途中で入社された従業員については、失業中などの期間に国民健康保険と国民年金に入っていた場合は「保険料控除申告書」の右下の社会保険料控除の欄で申告することにより控除できます。なお、国民年金は控除証明書が必要です。
④	<b>20歳以上の学生さんの国民年金の保険料の申告が洩れていませんか。</b> 20歳以上の学生を扶養している場合、その方の国民年金の保険料については②と同じようにして控除できます。なお、国民年金は控除証明書が必要です。
⑤	<b>国民健康保険の保険料の申告が洩れていませんか。</b> その世帯に国民健康保険の加入者がいる場合、通常その保険料は世帯主に掛かります。従業員の方が世帯主なら②と同じようにして控除できます。（厳密には実際に支払った人が控除できます）
⑥	<b>住宅借入金等特別控除申告書に年末残高証明書が添付されていますか。</b> 2年め以降の住宅借入金等特別控除は年末調整でできますが、金融機関の「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」がないと計算できません。ない場合は金融機関に発行してもらってください。また、証明書で連帯債務者が表示されている場合、持分割合を従業員に確認してください。
⑦	<b>一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損保のいずれにも該当する場合、一つの契約を地震保険と旧長期損保のいずれにも適用していませんか。</b> 一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損保のいずれにも該当する場合、どちらか一方の契約としてください。複数の契約があるときは、有利になるように各々について地震保険または旧長期損保を選択してください。
⑧	<b>配偶者の収入金額が一定の範囲内である場合、配偶者控除等申告書が提出されていますか。</b> 平成30年から配偶者控除や配偶者特別控除が、所得者本人（従業員）の所得も影響するようになりましたが、それに関係なく配偶者の収入を記載してもらってください。
⑨	<b>パートやアルバイトであっても扶養控除申告書が必要です。提出されていますか？</b>
⑩	<b>国外に居住する親族の扶養控除等を受ける場合、書類の提出等が義務化されました。</b> 平成28年1月から国外に居住する親族の扶養控除等を受ける場合、(1)親族関係書類、(2)送金関係書類の提出（または提示）が必要となりました。

12月の給与および年調計算の日程が厳しいので、ご配慮のほどよろしく申し上げます。  
平成30年

12月	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	日	月
				↓				↓			
				休み				午後5時まで			
											新年1月4日まで休業します

※12月1日から翌年3月15日まで土曜日は1日営業いたします。